

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
第2回篠山市特別職報酬等審議会
- 2 開催日時
平成27年2月2日(月) 10時00分から11時00分まで
*受付時間(9時50分から10時00分まで)
- 3 開催場所
篠山市役所本庁舎3階 301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
 - (1) 委員 5名 (別紙「会議録詳細」のとおり)
 - (2) 執行機関 5名 (別紙「会議録詳細」のとおり)
 - (3) その他
- 5 傍聴人の数
なし
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別
公開
- 7 非公開の理由
- 8 会議資料の名称
 - (1) 次第
 - (2) 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について(諮問)
 - (3) 資料No.1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
資料No.2 教育長の身分
資料No.3 県内各市特別職給料一覧
資料No.4 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
資料No.5 第1回篠山市特別職報酬審議会会議録
- 9 審議の概要
別紙「会議録詳細」のとおり

会議録詳細

名 称	第2回篠山市特別職報酬等審議会について		
日 時	平成27年2月2日 10:00~11:00	場 所	本庁舎 301会議室
出席者	審議会委員	酒井勝彦会長、石橋康夫会長代理、澤山啓子委員、東 泰弘委員、加藤哲夫委員（欠席：河合岳雄委員、圓増亮介委員、菟原元彦委員）	
	事務局	植村総務部長、中筋職員課長 小倉職員課係長 田中教育総務課長、安井教育総務課係長	
<p>1 開会 事務局：定刻ご出席いただきありがとうございます。 ただ今から、第2回篠山市特別職報酬等審議会を開会させていただきます。 なお、本日の審議会は、3名が欠席されていますが、審議会条例第5条に規定のとおり委員の過半数の出席があるため、本審議会は成立しています。</p> <p>2 会長あいさつ 教育委員会制度改革については、何年も前から議論が進められてきたが、今回の法の改正により、教育長と教育委員長が一本化されることになった。これに伴う新教育長の給料月額について、委員の皆さんの適切な判断をよろしくお願いします。</p> <p>3 諮問 総務部長から、諮問書を読み上げ、会 長に手渡す。</p> <p>4 審議事項</p> <p>【提出資料説明（事務局）】 別紙資料に基づき教育総務課長並びに職員課長が説明</p> <p>【審議】</p> <p>会 長：資料に関する質問はありませんか。資料の内容を踏まえて、諮問がありました教育長の給料月額について、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>E委員：資料No.3 の中で、制度改正に向けた他市の動向として、小野市などの事例があるが、給料月額を据え置く理由として、職務内容に変更がないためとされているが、新教育長の職務権限が拡充されることとの整合性はどうか。</p> <p>事務局：新教育長の権限は大きくなるが、日常の業務に大きな差異はないことから、このように表現されたものをそのまま記載したものである。</p> <p>会 長：資料No.4 の中で、教育委員会の非常勤特別職として教育委員長と教育委員の報酬額の規定があるが、制度改革後は教育長と教育委員長が一本化されるのであるから、ここに規定されている教育委員長の区分はなくなるのか。</p> <p>事務局：そのとおりである。</p>			

A委員：南あわじ市も、新教育長の給料月額は今行どおりとされているが、南あわじ市の財政状況について、実質公債比率などの数値は、本市と比較してどのような状況か。

事務局：(県下各市の財政指標の一覧を示して) 実質公債比率は、本市の方が、南あわじ市より高い。しかしながら、本市も、ここ数年、全体の債務は減少しており、22.6%とあとひといきのところである。平成29年頃には20%を切る見込みである。また、将来負担比率についても、本市の方が高い傾向にある。

会 長：合併特例措置がある団体と、ない団体とを単純に比較することは難しい。

事務局：新教育長として、新たに加わる業務としては、具体的にはどのようなものがあるのか。

事務局：定例教育委員会の議事進行などがある。また、これまで教育委員長が出席していた会議なども教育長が出席する会議に一本化されることになる。日常業務の範囲においては、現在も教育委員会事務局を統括する立場にあり、大きな変更はない。

会 長：特別職の退職手当は減額されているのか。

事務局：特別職も一般職同様に兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しており、組合の条例で定められた支給率で退職手当が支給される。しかし、市長は、選挙公約で退職手当を半減すると言われているので、その分の減額として任期中の賞与を減額している。

会 長：退職手当の減額は、市長だけか。

事務局：市長のみの対応である。教育長も給料を15%減額しており、学校長の給料より低い水準である。給料カットについては、一般職のカット率の縮小に合わせて、見直しを検討しなければならないと考えている。また、教育長の給料は、副市長の給料との均衡にも配慮しなければならない。各市町とも双方の給料の額に一定の差を持たせている。

E委員：教育長の給料は減額されているが、今ここで決定するのは、減額後の給料月額か、それとも減額前の給料月額か。

事務局：減額前の給料月額である。

G委員：給料の減額についても、この報酬審議会に諮られるのか。

事務局：給料の減額は、給与条例ではなく特例条例で行っており、報酬審議会には諮らない。

A委員：給与条例と特例条例の関係性はどうなっているのか。

事務局：特例条例は、給与条例に関する時限立法として位置づけている。

B委員：新教育長の人選は終わっているのか。

事務局：現教育長の任期が満了する5月中旬頃に議会で決定される。

E委員：教育委員長の職務は大変分かりにくい。

事務局：会議のあいさつなども教育長が行っている。

E委員：お隣の丹波市の将来負担比率の数値は大変低い。学校整備などの公共投資ができていないということか。

事務局：必要とされるサービスの内容は、各市で異なる。将来負担比率は、350%以上になると危険な状態と言われるが、ここ数年の間に、219.1%まで下がってきた。下水道や上水道の整備にかかる経費が長期の貸付となっており、負担が大きくなっている。

会 長：そろそろ、結論に入りたいと思います。すでに新教育長の給料月額を決定している県下4市の状況（小野市、南あわじ市、西脇市は据え置き、芦屋市は増額、ただし、芦屋市の増額は制度改正によるものというよりは、市長、副市長の給料改定に伴うものであること）や、前回の審議会での議論も踏まえて、新教育長の給料月額は、現行の額でスタートすることとしてはどうかと考えるが皆さんいかがですか。今後の財政状況なども勘案しながら、まずは、給料の減額措置を復元することが先決ではないかと思う。

A委員：給料月額は現行の612,000円に据え置いて、減額率を緩和するということか。

会 長：減額率を緩和することは、今回の答申に記載することはできない。

E委員：職務内容に大きな変更はないようだが、教育長としての責任は重たくなるので、給料を下げる理由はないと考える。また、早急に給料を上げる理由もないと思われるので現行どおりでよいと思う。

G委員：答申内容として、新教育長の給料月額は現行どおりでよいと思う。

B委員：皆さんの意見に賛成である。どなたが新教育長に就任されるのかわからないが、人物評価があればとも思う。

会 長：人物評価ではなく、役職に対する評価となる。

A委員：新教育長の職責（自己責任）が重くなることは理解できる。しかし、本市の財政状況から判断すると、現状維持もやむを得ない。

会 長：職責の重さで判断すべきであると思う。できれば、減額措置を早く終了して本来の給料が支給できるようにすることが重要である。それでは、出席いただいたすべての委員の皆さんから現行どおりとするという意見をいただきましたので、本日の審議の結果として、新教育長の給料は現行どおりとする旨の答申書を作成し、市長に提出させていただく。よろしいですか。

各委員：異議なし。

石橋委員：委員の皆さんには、大変熱心に審議をしていただきました。以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上